

大口NEWS



こんにちわ。今年もうおしまいですね。1年が本当に早いですね。
大口NEWSでも紹介しております、併設する共同信託株式会社において、先日、財務局において管理型信託業の免許の更新手続きがなんとか完了いたしました
「信託はすばらしい制度だ！」と会社を立ち上げてからもう3年が経過しました。ここ大阪においても徐々に浸透してきたと感じています。来年は、もっと本腰を入れて取り組みますので、どうぞよろしくお願いいたします。今年1年間ありがとうございました。

会社分割による事業再生のすすめ

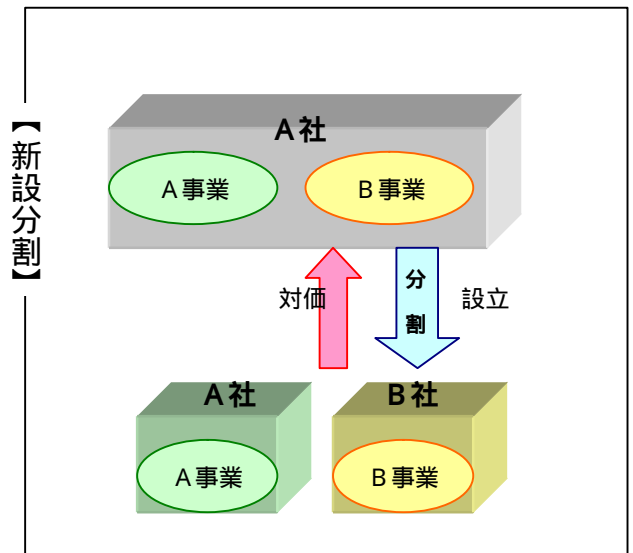
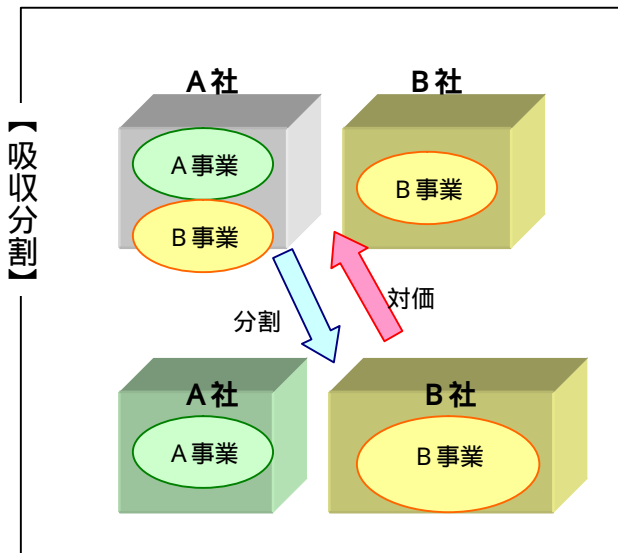


会社分割とは？

ある会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を分割して他の会社または分割により設立する会社に承継させることを言います。

- 会社分割
- 吸収分割：会社または合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を分割して他の会社に承継させること
 - 新設分割：1または2以上の株式会社または合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を分割により設立する会社に承継させること

事業再生の分野では、債務を会社から切り離すために会社分割を使うことがあります。
会社分割はいくつかのパターンがあり、どれを選ぶかによって既存の会社と新会社の関係が変わります。





会社分割による事業再生

会社分割は、原則として債権者の同意なしに優良部門の債権債務を切り離して別会社に移せますので、比較的短期間でできる事業再生法です。
必要な事業部分（利益が出ている事業）だけ取り出して、**負債と不良資産のみを分割会社において**けるのです。分割会社は、承継会社よりその対価を得ることができますし、これまでどおり営業を継続することができます。

ただし、債権者保護手続として官報公告・定款で決められた日刊新聞及び知れたる債権者への催告・通知が必要です。その場合に債権者が異議を唱えれば弁済や担保提供等が必要になります。

債権者の同意が不要と言っても上記のような債権者保護手続が必要であるならば同意を取ると大して変わりがないと思われるかもしれませんが、以下の場合には債権者保護手続が不要です。

<新設分割の場合>

新設会社が分割会社の100%子会社になる場合であって、分割会社の純資産額にまったく変更が出ない時

<吸収分割の場合>

分割後も、債権者が分割会社に履行を請求できる場合。（営業債務を重畳的に承継会社が引き受けた場合）なお、承継会社における債権者保護手続は必要です。

ただ、債権者は不服であれば分割無効の訴えを分割後6ヶ月以内に、詐害行為取消による場合には2年以内に提起することができます。（通常訴えを起こすことはほとんどありません。）

同様の仕組みを事業譲渡（企業の営業の全部あるいは一部を、他の会社に**有償**で譲渡すること）や不動産売却等で行うこともできますが、これには資金移動が必要ですし、登録免許税や取得税の負担が生じ、許認可その他の手続も煩雑です。

その点、会社分割なら資金移動が不要（分割の対価は株で交付が可能。対価がなしでも可能）ですし税の軽減も可能で、比較的容易に進みます。

旧会社を社名変更し、同時に新会社の社名を旧会社社名に変更すれば、商号続用問題はあるものの（おすすりはできません）、第三者からは何も分りません。

*なお、あくまでこのスキームは会社分割が事業再生に活用できることをご案内するものであり、実際の活用については詳細をご確認の上、あくまで自己の判断で行ってください。

以前、予告させていただいたとおり、近々信託のセミナーを開催する予定をしております。

その際には、改めてご案内しますので、どうぞご参加下さい。



<本内容についての詳細は、弊所までお問い合わせ下さい>

大口司法書士事務所

〒541-0046 大阪市中央区平野町二丁目6番11号

TEL: 06-6222-6565 FAX: 06-6231-3844 E-mail: ookuchi.step21@bridge.ocn.ne.jp

ホームページ: <http://www.ookuchi-step21.jp>

（大口NEWSのバックナンバーも掲載しています）



みなさまからの「いつも見てるよ」の声に励まされ、大口NEWSも先日、1歳になりました。

「継続は力なり！」気楽にできることからコツコツと、気長にやっていければと思います。（作成者：梅田）